

調達価格の適用関係

電源	年度	価格決定時期のルール	変更認定に伴う価格変更
太陽光	H24年度	「接続申込日」 又は 「認定日」 のいずれか遅い日	なし
	H25年度		・運転開始前の大幅な出力の変更（電力事由を除く（以下①という。）。）
	H26.4.1～ H27.2.14		・運転開始前の10kW以上かつ20%以上の出力の変更（①）
	H27.2.15～ H27.3.31		・運転開始前のパネルのメーカー・種類の変更、変換効率の低下を伴う変更（10kW未満、メーカーが当該種類のパネルを製造しなくなった場合を除く） ・運転開始前の出力の増加又は10kW以上かつ20%以上の減少（10kW未満設備が引き続き10kW未満の場合を除く（以下②という。）及び①） ※H27・28年度は、運転開始後の出力の増加（①）も価格変更 ※H28.8.1以降に接続契約を締結した場合は、出力の増加のみ（①）（ただし、運転開始期限が付与される）
	H27・28年度	「接続契約締結日」又は 「接続申込日（認定取得前に接続申込みを行った場合は認定日）の翌日から270日後」 のいずれか早い日	・出力の増加（①、②） ※H28.7.31以前に接続契約を締結した場合は、H27・28年度と同様
H29年度～	「認定日」 ※接続契約締結が認定の要件		
太陽光 以外	H24年度	「接続申込日」 又は 「認定日」 のいずれか遅い日	なし
	H25年度		・運転開始前の大幅な出力の変更（①）
	H26年度		・運転開始前の10kW以上かつ20%以上の出力の変更（①）
	H27・28年度		・運転開始前の10kW以上かつ20%以上の出力の変更（①） ※未利用木質バイオマスは2000kW未満・以上の区分変更を伴う場合も含む
	H29年度～	「認定日」 ※接続契約締結が認定の要件	・運転開始前の10kW以上かつ20%以上の出力の変更（①） ※未利用木質バイオマスは2000kW未満・以上の区分変更を伴う場合、風力・地熱のリース／新設の区分変更を伴う場合も含む

<認定失効の猶予対象案件の調達価格ルール>

H29年4月以降も旧認定の効力が一定期間維持される猶予対象案件において、適用される調達価格のルールは従来どおり。すなわち、太陽光発電の場合、例えば、「接続契約日」又は「接続申込日（認定取得前に接続申込みを行った場合は認定日）の翌日から270日後」のいずれか早い日が平成29年度となった場合は、平成29年度の調達価格(※)が適用。また、太陽光発電以外の場合、例えば、「接続申込日」又は「認定日」のいずれか遅い日が平成29年度となった場合は、平成29年度の調達価格が適用。

※太陽光2MW以上の案件については、10kW以上2MW未満の価格と同じものが適用。